同一労働・同一賃金シリーズ(1)

非正規職員の皆さん，こんな事例はありませんか？

・正規職員と業務内容が変わらない.
・業務の責任が正規職員と同じ程度である.
・高度な知識（語学など）や経験が必要な業務である.
・正規職員に仕事を教えている.
・正規職員が自分にできない仕事を振ってくる.

来年度から，正規職員との不合理な差別が法律で禁止されます.

2020 年 4 月 1 日
「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます！
（正式名称：「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」働き方改革関連法案のひとつです）
「給与」や「手当」，「休暇」，「教育訓練」などのあらゆる不合理な差別が禁止されます.
大学は非正規職員からの求めに応じて，待遇差の理由を説明しなければなりません.（「非正規だから手当が出ません」は理由になりません）
説明を求めた職員に対する不利益扱いは禁止されています.

ポイント①
均衡待遇（第 8 条）：不合理な待遇差の禁止
※職務内容に違いがあれば，その違いに応じた待遇にしなければならない.

ポイント②
均等待遇（第 9 条）：差別的取扱いの禁止
※職務内容が同じであれば，同じ待遇にしなければならない.

「同一労働・同一賃金ガイドライン」には，こんなことが書いてあります

・昇給
　昇給であって，労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては，同一の能力の向上には同一の，違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない.
※北大の例では，事務補佐員は日給 8,700 円で，事務補助員は時給 1,120 円で頭打ち.
つまり，正規職員は昇給しているのにもかかわらず，非正規職員は頭打ちの金額以降昇給しないので違法です.

・賞与
　ボーナス（賞与）であって，会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては，同一の貢献には同一の，違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない.
※短時間勤務職員は賞与が無いため違法です（北大で働いている以上，大学への貢献が全くないということはあり得ません）．契約職員や嘱託職員についても基本給で既に差がつけられている上に，賞与の支給月数で二重に差が付けられているため違法の可能性が高いと思われます.

非正規だから昇給無し，ボーナス無しは（来年度から）違法です！
雇用が不安定な分，非正規職員の方が正規職員より賃金が高いのが世界の常識です！

北大の正規職員と非正規職員との間には，他にもこんなに待遇差があります.

職員区分	正規職員	契約職員	短時間勤務職員	嘱託職員
扶養手当	○	×	×	×
地域手当	○	○	×	×
住居手当	○	○	×	×
寒冷地手当	○	○	×	×
期末手当	○	△	×	△
勤勉手当	○	△	×	×
退職手当	○	○	×	×
ボランティア休暇	○	×	×	○
結婚休暇	○	×	×	○
父母の追悼休暇	○	×	×	○
人間ドック休暇	○	×	×	○
産前休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
産後休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
保育休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
介護休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
病気休暇（業務上）	○	○（無給）	○（無給）	○
病気休暇（通勤）	○	○（無給）	○（無給）	○
生理休暇	○	○（無給）	○（無給）	○

　来年度の「パートタイム・有期雇用労働法」施行に向けて不合理な待遇の改善を目指しましょう.